令和７年度 消防設備点検資格者取得講習案内

一般財団法人　長崎県消防設備協会

◎　消防設備点検資格者講習とは

消防用設備等及び特殊消防用設備等がいざというときにその機能を充分に発揮するためには、設備を「正しく設置」することのほかに設置後の「適正な維持管理」が必要で、過去の火災事例をみても如実にその重要性を物語っています。

そこで、消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、定期点検が義務づけられるとともに、その結果を消防機関に報告することとなっております。

なかでも、特に人命危険度の高い一定の防火対象物に設置されている消防用設備等については、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第１７条の３の３及び消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３１条の６の規定に基づき消防設備士又は**消防設備点検資格者に点検させなければなりません。**

この講習は、その点検を実施できる資格者を養成する講習で、消防法施行規則第 31 条の 7 の規定に基づく登録講習機関である一般財団法人　日本消防設備安全センターが全国各地で実施し、修了考査合格者に第 1 種、第 2 種及び特種の「消防設備点検資格者免状」を交付しています。

さらに、消防用設備等は、技術的にも法制的にも逐次変化し、改正されるので、これらの変化や改正に対応した最新の知識を得るために消防設備士及び**消防設備点検資格者は 5 年ごとに再講習を受講することが義務づけられています。**

◎　消防設備点検資格者が点検できる消防用設備等の種類

資格区分		点検できる消防用設備等及び特殊消防用設備等の種類
消防設備点検資格者	消防設備士	
第１種	第１類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第２類	泡消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第１類 第２類	動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管、共同住宅用連結送水管
	第３類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
	第６類	消火器、簡易消火用具
	第１類 第２類 第３類	パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備
第２種	第４類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第５類	避難器具
	第７類	漏電火災警報器
	第４類 第７類	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、共同住宅用非常コンセント設備、共同住宅用非常警報設備、加圧防排煙設備
	第４類又は第７類の消防設備士のうち電気工事士又は電気主任技術者免状の交付を受けている者	誘導灯、誘導標識
特　殊	特　類	特殊消防用設備等

■受講資格と証明

受講するには、１５項目の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。受講を希望する人は、それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。

また、受講科目の一部免除が受けられます。当協会に問い合せ下さい。

■講習日程及び講習区分

講習区分	講習年月日	申込期間（**必着**）	講習会場
第１種	令和７年１０月　８日(水) ～１０月１０日(金)	令和７年　８月　４日(月) ～　８月２１日(木)	長崎県勤労福祉会館 長崎市桜町９－６ （長崎市役所裏）
第２種	令和７年１０月２９日(水) ～１０月３１日(金)	令和７年　８月２５日(月) ～　９月１１日(木)	

（１）講習は、それぞれ３日間実施されます。講習会場に駐車場はありません。

（２）講習当日の**受付**は、**午前９時１０分～９時３０分**までです。

（３）講習の最後には、２時間の修了考査が行われます。

■講習科目及び時間割

日程	時間	第１種 講習科目等	第２種 講習科目等
第１日	9:10～ 9:30	受付	受付
	9:30～ 9:40	講習についての説明	講習についての説明
	9:40～10:40	火災予防概論	火災予防概論
	10:50～11:50	消防法規	消防法規
	12:40～13:40	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度	消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度
	13:50～14:50	建築基準法規	建築基準法規
	15:00～17:00	消火器‥‥技術基準、点検要領	避難器具・排煙設備‥‥技術基準、点検要領
第２日	9:10～ 9:30	受付	受付
	9:30～11:30	非常電源・配線…技術基準, 点検要領	非常電源・配線…技術基準, 点検要領
	12:20～15:20	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備・屋外消火栓設備・連結散水設備・連結送水管・パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備‥‥技術基準、点検要領	漏電火災警報器・誘導灯・誘導標識・非常コンセント設備・無線通信補助設備‥‥技術基準、点検要領
	15:30～16:30	同上	自動火災報知設備・ガス漏れ火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報器具・非常警報設備・総合操作盤‥‥技術基準、点検要領
第３日	9:10～ 9:30	受付	受付
	9:30～11:30	不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備・動力消防ポンプ設備・消防用水・総合操作盤‥‥技術基準、点検要領	同上
	12:20～14:20	同上	同上
	14:30～14:40	修了考査の説明	修了考査の説明
	14:40～16:40	修了考査	修了考査

■受講申請手続き及び問い合せ先

（１）　申請書は、**当協会**にあります。（申込期間必着）

（２）　受講料は、講習区分ごとに、３４，４１０円（テキスト代込み）です。

〒850-0027 長崎市桶屋町 50 番 1 号　杉本ビル 3 階
一般財団法人　長崎県消防設備協会
TEL 095-827-4756　FAX 095-827-5501